

人材開発支援助成金オンライン説明会

『人への投資促進コース』のご紹介

令和4年 10月19日・10月20日・10月24日・10月25日

滋賀労働局 職業安定部 職業対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

次 第

I 「人材開発支援助成金」とは？

II 「人への投資促進コース」とは？

- 1 創設の経緯
- 2 メニューの種類
- 3 各メニューの内容
- 4 助成率・助成額
- 5 限度額など
- 6 支給の流れ

「人材開発支援助成金」とは？

事業主等が労働者に対して、職務に関連した専門的な知識および技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する制度

- 1 特定訓練コース
- 2 一般訓練コース
- 3 教育訓練休暇付与コース
- 4 特別育成訓練コース
- 5 建設労働者認定訓練コース
- 6 建設労働者技能実習コース
- 7 障害者職業能力開発コース
- 8 **人への投資促進コース(令和4年度創設)**

3

「人への投資促進コース」とは？

創設の経緯

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
- 令和3年12月27日～令和4年1月26日の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について国民からのアイデアを募集。
- 「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援」などを内容とする提案が寄せられた。
- 「人への投資」を加速化するため、国民からの提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に新たな助成コース「人への投資促進コース」を設ける。

4

コース内メニューの種類

定額制訓練 【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への**経費助成**

自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への**経費助成**

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への**制度導入経費助成**および**賃金助成**（長期教育訓練休暇制度のみ）

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への**経費助成**および**賃金助成**

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への**経費助成**および**賃金助成**

5

各メニューの内容

定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする**定額受け放題研修サービス（サブスクリプション）**の訓練経費等を助成します

定額受け放題研修サービス（定額制サービス）とは

1訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられる**eラーニング**及び**同時双方向型の通信訓練**で実施されるサービスのことをいいます。

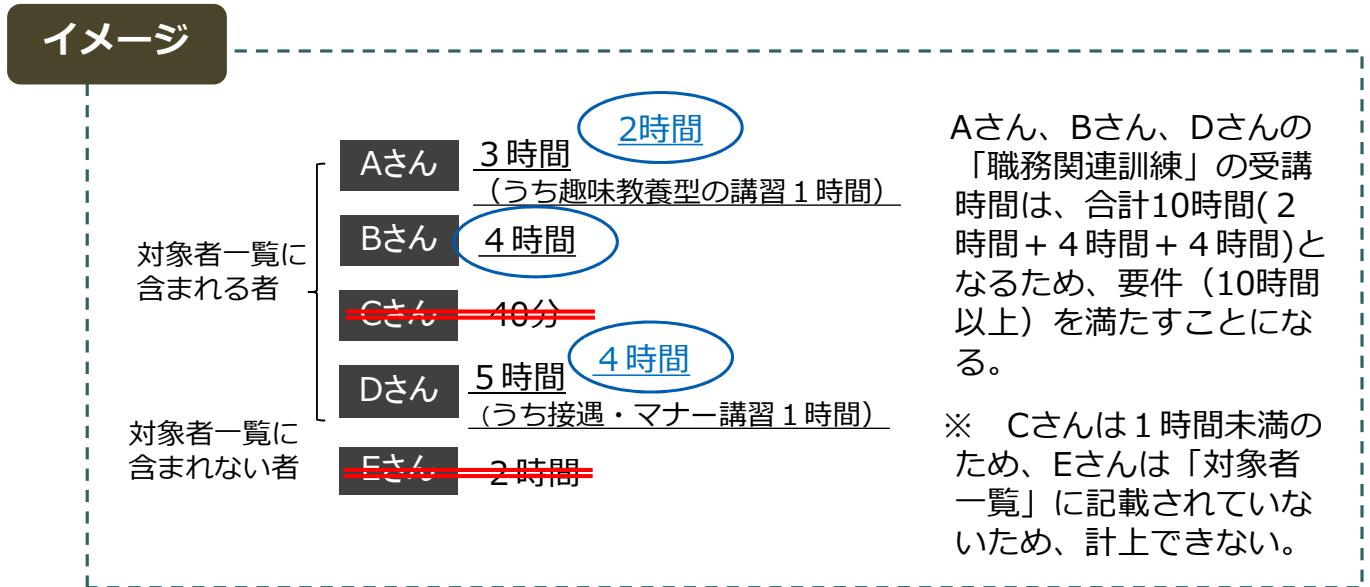
各対象労働者の**受講時間数を合計した時間数が10時間以上**であることが必要です（次ページイメージ図参照）

6

各メニューの内容

定額制訓練

受講時間数のカウント



7

各メニューの内容

活用事例

定額制訓練

会社概要

中小企業(製造業)

従業員数: 130名

事業内容: 自動車部品製造

課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額で、訓練の機会が減少、企業内の生産性が低下していた。

訓練

- コース: 営業職研修受け放題講座
- 目標: 営業力向上のためのeラーニング訓練
- 受講料等: 420,000円
(1~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

支給額

<OFF-JT>

経費助成: 189,000円

(受講料等×45%)

支給総額 189,000円

8

自発的職業能力開発訓練

労働者の**自発的な職業能力開発**を支援する事業主への訓練経費を助成します

対象となる訓練

職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練（**職務関連訓練**）であること
実訓練時間数が**20時間以上**であること

あらかじめ事業外訓練を受講する際に要する経費について、**事業主が2分の1以上**を負担することを雇用する労働者に周知し、**就業規則**などに定める必要があります。

活用事例

自発的職業能力開発訓練

会社概要

中小企業（金融業）
従業員数：40名
事業内容：信用金庫

課題

従業員の学びや学び直しを会社として積極的に支援し、企業の魅力を高め、従業員のモチベーションや生産性を向上させることが課題。

訓練

- コース：中小企業診断士登録養成講座
- 目標：中小企業診断士の資格取得
- 訓練時間：一人あたり40時間
- 受講料等：一人あたり400,000円
事業主の負担割合50%、200,000円を負担

支給額

経費助成：60,000円
(事業主の負担額×30%)

支給総額 60,000円

長期教育訓練休暇等制度

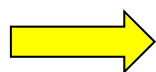
長期教育訓練休暇制度や**教育訓練短時間勤務等制度**を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合の制度導入経費および賃金助成制度を拡充しました

長期教育訓練休暇制度

教育訓練を受けるために**30日以上**の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度

教育訓練短時間勤務等制度

教育訓練を受けるために**所定労働時間の短縮**および**所定外労働時間の免除**のいずれも利用することが可能な制度



就業規則に規定

長期教育訓練休暇等制度

長期教育訓練休暇制度の拡充

R3年度までの内容	人への投資促進コース（R4年度～）
賃金助成 2人まで	賃金助成 人数制限を撤廃
新たに制度を導入した事業主のみ対象	既に制度を導入している事業主も、一定の要件で賃金助成の対象
休暇の取得開始から「1年以内」に30日以上 の休暇を付与することが必要	「1年以内」の要件撤廃

活用事例

長期教育訓練休暇等制度

会社概要

中小企業（運輸業）

従業員数：50名

事業内容：タクシー事業

課題

外国人客の増加に対応する為の従業員の語学のスキルアップを支援を行いたいが、費用面が課題。

訓練

- 受講コース：英会話基礎クラス
- 訓練期間：6か月
- 訓練内容：日常会話が可能な英語力を身につけるための訓練

支給額

- 1 制度導入経費助成：
200,000円
 - 2 賃金助成：
6,000円×150日 =
900,000円
- 支給総額 1,100,000円**

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

デジタルトランスフォーメーション（DX）推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成するための訓練を行う事業主に経費と賃金を助成します

高度デジタル人材訓練

高度情報通信技術者の資格取得を目指すIT分野に係わる訓練等を実施した場合に助成を行う

成長分野等人材訓練

海外を含む大学院に入学させ高いレベルで訓練等を実施した場合に助成を行う

主に情報通信業の事業主やデジタルトランスフォーメーション(DX)を進める事業会社向けのメニューとなります。

各メニューの内容

活用事例

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

会社概要

中小企業（情報通信業）

従業員数：20名

事業内容：インターネット関連事業

課題

組織力強化のため、高度なデジタル分野の資格を持った核となる人材を育てることが課題。

訓練

- コース：
プロジェクトマネージャ試験対策講座
- 目標：
プロジェクトマネージャの資格取得
- 訓練時間：一人あたり30時間
- 受講料等：一人あたり200,000円
- 資格試験の受験料：
一人あたり80,000円

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：210,000円
(受講料等(受験料を含む)×75%)
- 2 賃金助成：28,800円(30h×960円)

支給総額 238,800円

15

各メニューの内容

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者に対するOFF-JTとOJTの組み合わせ型の訓練を行う事業主に経費と賃金を助成します

対象となる訓練

教育訓練機関での座学(OFF-JT)と企業内での実習(OJT)を組み合わせる実践的訓練

訓練実施期間が 6ヶ月以上2年以下

総訓練時間数が 850時間以上(1年換算)

主に情報通信業の事業主やデジタルトランスフォーメーション(DX)を進める事業会社向けのメニューとなります。

16

各メニューの内容

活用事例

情報技術分野認定実習併用職業訓練

会社概要

中小企業（情報通信業）
従業員数：30名
事業内容：情報処理、提供

課題

IT分野の経験者の人員の確保が難しくなったため、未経験者を採用することになったが、一からの教育が難しい。

訓練

- コース：プログラミング講座
- 目標：プログラミング言語の習得等
- OJTの内容：実際に発注を受けたシステムの構築
- 訓練時間：OFF-JT800時間、OJT200時間
- 受講料等：一人あたり700,000円
- 資格試験の受験料：一人あたり50,000円

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：450,000円
(受講料等(受験料を含む)×60%)
- 2 賃金助成：608,000円(800h×760円)

<OJT>

- 1 実施助成：200,000円

支給総額：1,258,000円

助成率・助成額

各メニューの助成率・助成額一覧表

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-	
自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-	
長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
		所定労働時間の短縮と 所定労働時間も免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練(ITスキル標準(ITSS)レベル3,4以上)	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練		海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円		-	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練 (IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)

()内の助成率(額)は、生産性要件を満たした場合の率(額)

限度額など

1事業所が1年度に受給できる助成金の限度額

訓練コース・メニュー	1事業所1年度当たりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	1500万円 ※自発的職業能力開発訓練200万円
成長分野等人材訓練	1000万円
特定訓練／一般訓練コース	1000万円 ※一般訓練コースのみ利用する場合は、500万円
特別育成訓練コース	1000万円
教育訓練休暇等付与コース	制度導入30万円

19

限度額など

受講者1人当たりの経費助成の限度額

訓練コース・メニュー	実訓練時間数	実訓練時間数	実訓練時間数	大学 (1年度当たり)	大学院 (1年度当たり)
	100H未満	100~200H未満	200H以上		
自発的職業能力開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 <海外200万円>
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	—
成長分野等人材訓練	—	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>
情報技術分野認定実習併用 職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	—	—
特定訓練コース	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	—	—
特別育成訓練コース	—	—	—	—	—
一般訓練コース	7万円	15万円	20万円	—	—

()内は大企業の限度額

20

受講者1人当たりの受講回数の制限

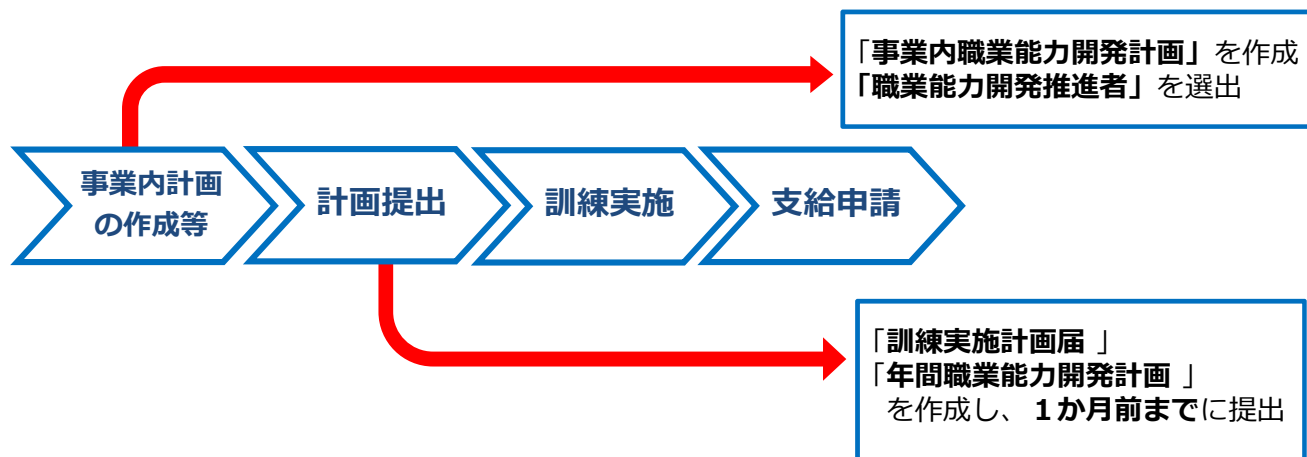
訓練メニュー	受講回数の制限
定額制訓練	—
自発的職業能力開発訓練	1人1年 3回まで
長期教育訓練休暇等制度	・制度導入助成(1事業主1回まで) ・賃金助成(1人150日まで)
高度デジタル人材訓練	1人1年 3回まで
成長分野等人材訓練	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	1人1年 1回まで

支給の流れ

定額制訓練

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

情報技術分野認定実習併用職業訓練



自発的職業能力開発訓練



計画提出前に制度を導入していることが必要

長期教育訓練休暇等制度



計画提出後に制度を導入していることが必要

★支給申請

訓練終了日の翌日から起算して**2か月以内**に「支給申請書」と必要な書類を提出してください。

終わりに

ご視聴ありがとうございました
制度のご活用を是非ご検討ください

お問い合わせ先

滋賀労働局 職業安定部 職業対策課

TEL 077-526-8686

パンフレットで詳細をご確認ください



人材開発支援助成金ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuit/e/bunya/koyou_rkyufukin/d01-1.html

退出後 アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。
 退出ボタンを押すとアンケート入力画面が表示されます。

詳細な説明をご希望の方は、アンケート内で必要事項を記載して下さい。追ってご連絡します。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金 人への投資促進コース のご案内（詳細版）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。次の5つの訓練を用意しています。

1. デジタル人材・高度人材の育成

- 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練
高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学校での訓練を行う事業主に対する両軍助成 ※ ITSS（ITスキル研修）レベル4・5となる訓練または大学の入学（情報工学・情報科学）
- 情報技術分野の企業内習得職業訓練
IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する助成 ※ OFF-JTCTを組み合わせた訓練

2. 労働者の自発的な能力開発の促進

- 長期教育訓練休暇等制度
働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短期出勤勤務制度（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の助成助成の人数制限の撤廃等）
- 自発的職業能力開発訓練
労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成

3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

- 定額制訓練
労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

特定訓練コース	-
一般訓練コース	-
教育訓練休暇等付与コース	-
特別育成訓練コース	-
建設労働者認定訓練コース	-
建設労働者技能実習コース	-
障害者職業能力開発コース	-
人への投資促進コース	●